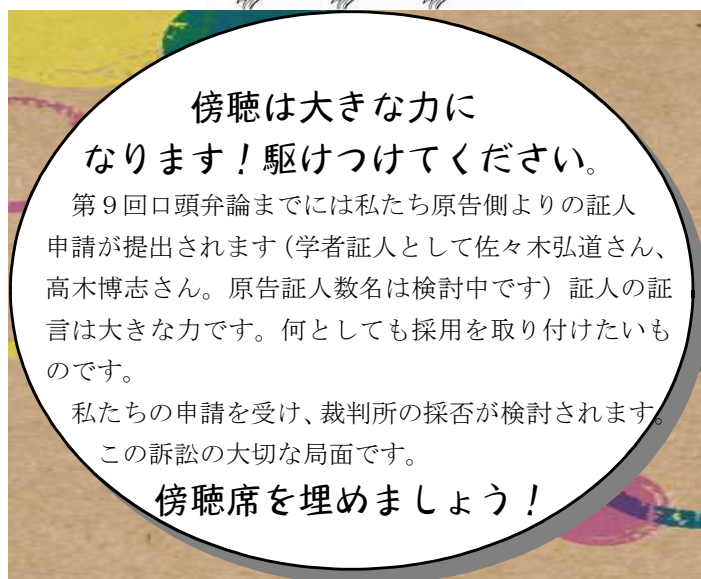


京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟

◆◆第9回口頭弁論◆◆



その「支出」 納得いきません！

2019年、天皇の代替わり儀式の「即位の礼・大嘗祭」が行われました。大嘗祭は、皇室典範に規定された即位の礼とちがって、私的な皇室神道の宗教儀式です。そこへ知事などの公務員が公費を使って参列するのは憲法で規定する政教分離規定に反するとして、京都の市民が京都府知事を訴えました。これまで8回の弁論が続いています。

被告の京都府知事側は、大嘗祭は宗教儀式であることを認めながら、「社会的儀礼」だとして出席することは問題ないと主張しています。

戦前、天皇が神の時代の国家神道体制を反省して誕生した日本国憲法。その憲法には厳格な政教分離規定が定められていますが、そもそも皇室神道に代表される国家神道との政教分離を「原則」としたのが日本国憲法です。宗教的儀式けれども社会的儀礼であるからいいという主張は、憲法の成り立ちにかかわる政教分離原則に違反するものであり、とりわけ皇室の私的な宗教・皇室神道との関係は厳密に分離されなくてはなりません。すきでんぬきほ主基田拔穂の儀違憲訴訟では、このようなことを主張しています。引き続き皆さまの注目、支援よろしく願いいたします。

すきでんぬきほ
京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟 連絡先：大阪市内淡路町 1-3-11-402 ☎ 06-7777-4935

靖国合祀イヤですアジアネットワーク気付 <http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>